

酒社発第919号
令和5年3月13日

学区・地区社会福祉協議会
会長 各位

社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会
会長 阿部 直善



**学区・地区社会福祉協議会活動の新型コロナウイルス感染症対策について[第19報]
～ マスク着用の考え方変更（個人の判断を基本とする）に伴う対応 ～**

日頃より本会事業へのご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、国、県の方針に基づき、市の新型コロナウイルス感染症対策について、マスクについて原則着用としていましたが、3月13日以降のマスク着用は個人の判断が基本となりました。

これに従い、学区・地区社会福祉協議会活動の実施にあたっての考え方について、下記のとおり、改定いたしましたので、お知らせいたします。

引き続き、学区・地区社会福祉協議会の運営、並びに地域福祉の推進についてご協力をお願い申し上げます。

記

1 学区・地区社会福祉協議会活動の実施にあたっての考え方について (改定)
期間；令和5年3月13日から当面の間

- マスクの着用は個人の判断が基本となります。活動実施に際して、参加者等本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。
(配慮例) 活動・事業・会議等実施時の国・県チラシ(別紙)の掲示や配布、実施前のアナウンス「マスクは個人の判断となります。」など
- 高齢者など重症化リスクの高い方が混雑した場所で活動する場合など国が示す感染防止対策としてマスク着用が効果的な場面等に留意して対応ください。
- 「密閉、密集、密接を避ける」「こまめな換気」「手洗い」「消毒」「体調が悪い人は参加しない」など基本的な感染防止対策は引き続き徹底ください。

*これまで「状況・場合によって中止や延期の検討」をお願いしてまいりましたが、今後は、基本的な感染防止対策の徹底の上での実施（再開）をお願いします。

2 その他

別途、国・県・市等より、感染拡大防止対策に関する要請や指示があった場合には、本通知の考え方によらず、それに従うこととしてください。

なお、本通知の取り扱いの不明点や活動にあたっての相談などあれば、本会地域福祉課（各支部を含む、学区・地区の本会担当者）まで、ご連絡ください。

【この件にかかるお問い合わせ先】
酒田市社会福祉協議会地域福祉課
電話 0234-23-5765
FAX 0234-24-6299
(担当：榎本、渋谷、澁谷、大川)